

# 令和4年度奈良地方最低賃金審議会

## 第1回 奈良県最低賃金専門部会 議事録

開催日時：令和4年7月20日（水）

午後3時00分～

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

### 1. 出席者

公益代表委員 伊東眞一、下山 朗、山口宣恭

労働者代表委員 北尾 亮（\*オンライン参加）、松田拓実、山本 勝

使用者代表委員 上村賢司、当麻和重、西田雅彦

事務局 高木労働基準部長、箸方賃金室長、上林室長補佐

### 2 審議事項

- (1) 奈良県最低賃金専門部会会長及び部会長代理の選出について
- (2) 専門部会の進め方について
- (3) 専門部会の審議日程について
- (4) 関連資料について
- (5) 令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果について
- (6) その他

### 3 主要経過・審議結果

### 【上林補佐】

それでは、「第1回奈良県最低賃金専門部会」を始めさせていただきます。

本日の審議会は公開として開始させていただきます。

まず、定足数でございますが、山口委員が少し遅れるとのご連絡をいただいておりますが、最低賃金審議会令の規定によって定足数は満たされておりますことをご報告させていただきます。

### 【箸方室長】

皆様には、今年度の奈良県最低賃金専門部会の委員といたしまして、令和4年7月15日付けで、奈良労働局長から任命させていただきました。

お手元に辞令を置いておりますので、ご確認ください。

本日は、第1回の専門部会となりますので、このあと部会長及び部会長代理を選出するまでの間、議事の進行につきましては、慣行として、事務局で担当させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは議事に先立ちまして、労働基準部長の高木からご挨拶を申し上げます。

### 【高木労働基準部長】

労働基準部長の高木でございます。

委員の皆様には、ご多用のところ、奈良県最低賃金専門部会の委員をお引き受けいただき、また本日のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

去る6月30日の本審におきまして、奈良労働局長から、奈良地方最低賃金審議会の伊東会長様あて「奈良県最低賃金の改正決定」について諮問をさせていただいたところでございます。

皆様には、今後「中央最低賃金審議会」から示される「最低賃金改定の目安」を参考に、県内の実情や、コロナ禍・ウクライナ情勢の長期化等による県内経済及び県内の中小企業・小規模事業場への影響なども踏まえ、ご審議いただきますようお願いいたします。

本年の「目安」につきましては、現在、中央最低賃金審議会の「目安小委員会」で議論されているところでございます。「目安小委員会の報告取りまとめ」の時期につきましては、現時点、7月25日に開催される小委員会で取りまとめられる見込みとなっており、同月27日開催の「中央最低賃金審議会」本審に答申される見込みとなっております。

各委員の皆様には、暑い中、そして、大変ご多用の中お時間を頂戴することとなり誠に恐れ入りますが、ご審議のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、「第1回専門部会」の開催に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

### 【箸方室長】

それでは、続きまして奈良県最低賃金専門部会委員をご紹介します。お手元の資料No. 1「奈良地方最低賃金審議会専門部会委員名簿」をご覧ください。名前を読み上げさせていただきますとさせていただきます。

奈良県地方最低賃金審議会  
奈良県最低賃金専門部会委員名簿

公益委員

伊東 眞一 委員  
下山 朗 委員  
山口 宣恭 委員

労働者代表

北尾 亮 委員  
松田 拓実 委員  
山本 勝 委員

使用者代表

上村 賢司 委員  
当麻 和重 委員  
西田 雅彦 委員

委員の皆様方、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議題（１）「奈良地方最低賃金審議会奈良県最低賃金専門部会長及び部会長代理の選出について」審議をしたいと思ひます。

専門部会の部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法（法第２５条第４項において準用する法第２４条）の定めるところによりまして「公益を代表する委員の中から委員が選出する」ことになっております。

ご意見がございましたら、お伺ひしたいと思ひますがいかがでございますか。

特にご意見がないようでしたら、事務局からの提案といたしまして、例年、本審の会長が部会長に、そして会長代理が部会長代理に、それぞれご就任いただいておりますので、本年度におきましても、本審の会長である伊東委員に部会長を、会長代理の下山委員に部会長代理をお願ひしてはと考へておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

（異議なし）

**【箸方室長】**

ありがとうございます。それでは、伊東委員、下山委員お願ひしてもよろしいでしょうか。

**【伊東委員】**

部会長を引き受けさせていただきます。

**【下山委員】**

お引き受けします。

**【箸方室長】**

ありがとうございます。部会長は伊東委員に、部会長代理は下山委員にお願いすることといたします。

そうしましたら、以後の議事進行につきましては、伊東部会長にお願いいたします。

### 【伊東部会長】

部会長を務めることになりました伊東でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。皆様のご協力のもと奈良県最低賃金専門部会を円滑に進めてまいりたいと思いますので、重ねましてよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ですが議事を進行いたします。

議題（２）「専門部会の進め方について」に入りたいと思います。

専門部会では奈良県最低賃金額の審議を行いますが、特に、金額審議の際には各委員会の率直な意見交換が行われることが重要です。

奈良県最低賃金専門部会運営規程の第６条では、専門部会は原則「公開」となっておりますが、運営規程第６条但し書きには、公開することにより委員の率直な意見交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、「非公開」にすることができるとされております。

開始からここまでの議事進行は、「公開」で行ってきましたが、委員の率直な意見交換、意思決定の中立性を確保するため、運営規程第６条但し書きを適用し、「『金額審議』以降の審議」は全て「非公開」としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ご意見等もないようでございますので、「『金額審議』以降の審議」は「非公開」といたします。

また、運営規程第７条第２項により、「金額審議以降」の議事録は「非公開」とします。

なお、議事録は「非公開」ではありますが、作成する必要はありますので運営規程第７条第１項に基づきまして、本日の議事録の署名人を指名させていただきます。

署名人は、私のほかに、労働者側は北尾委員、使用者側は上村委員よろしくお願い申し上げます。

次に、金額審議の進め方についてですが、例年どおり「公益委員と労働者側委員」、「公益委員と使用者側委員」というように個別審議で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、例年どおり「個別審議」にて進めさせていただきます。

それでは、次に議題（３）「専門部会の審議日程について」の審議に入ります。これについて事務局から説明をお願いいたします。

### 【箸方室長】

それでは、令和４年度の奈良県最低賃金専門部会の審議日程をご説明します。

机上配付しております

「令和４年度 奈良地方最低賃金審議会専門部会日程（案）【６～８月（地域別最低賃金関係）】」をご覧ください。

１０月１日発効を目指して作成した日程（案）でございます。

具体的な日時の説明は省略させていただきますが、本日７月２０日から８月５日までの間に、予備を含めて計５回の開催予定となっております。

委員のみなさまにおかれましては、タイトなスケジュールでのご審議となりますが、この（案）

でご審議を進めてくださいますよう、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしく申し上げます。

次に、本審のスケジュールでございます。

専門部会の進行状況によりますが、8月5日（金）午後3時に第3回（第500回）本審を開催し、ここで、奈良県最低賃金の改正額の答申をいただければ、同日から8月22日（月）までが異議申出期間となります。

この間に異議申出がなされましたら、8月23日（火）午前10時に第4回（第501回）本審である異議審を開催してご審議いただき、そこで答申をいただければ、官報公示の手続きを経まして、10月1日の発効予定となります。

以上でございます。

### 【伊東部会長】

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明につきまして何かご意見、ご質問はございますか。

ご意見、ご質問がないようですので事務局（案）の日程で今後の審議を進めていきたいと思っております。タイトな日程で審議となりますので、大変申し訳ありませんがよろしくお願い申し上げます。

次に議題（4）「関連資料について」の審議に入ります。これについて事務局から説明をお願い申し上げます。

### 【箸方室長】

それでは、ご説明させていただきます。

お配りしました資料No.4（5頁）から順にご覧いただきたいと思っております。

資料No.4は、各種関連指標を一覧表にしたものでございます。

一番左側の表は、令和4年度版最低賃金決定要覧をもとに、事務局で取りまとめました「2021年度 地域別最低賃金額」の一覧でございます。

次は、各都道府県人事委員会がとりまとめた「2021年 1人世帯及び4人世帯の1ヶ月あたりの標準生計費」の一覧でございます。

次は、総務省統計局がとりまとめた「2021年 勤労者世帯の消費支出」の一覧でございます。

次は、同じく総務省統計局がとりまとめた「2021年 勤労者世帯の実収入」の一覧でございます。

次は、内閣府経済社会総合研究所がとりまとめた「令和元年度の1人当たりの県民所得」の一覧でございます。

なお、赤字で表記しています奈良県を含む3県につきましては、資料作成日現在、年額が公表されていないため参考として前の年（平成30年度）の数値を入れており、順位にも反映しておりません。

また、青字で表記しています三重県につきましては、令和元年度の速報値として公表されているものでございます。

次は、経済産業省の「令和元年の工業統計表・地域別統計表」をもとに、奈良県総務部知事公室統計分析課がとりまとめた「1事業所当たりの製造品出荷額等」の一覧でございます。

一番右端の表は、総務省の平成27年国勢調査報告をもとに、同じく奈良県総務部知事公室統計分析課がとりまとめた「県外就業率」の一覧でございます。

6頁の資料No.5は、近隣府県を縦軸に置き、「①地域別最低賃金」、「②標準生計費」、「③勤労者世帯の消費支出」、「④勤労者世帯の家計実収入」、「⑤1人当たり県民所得」、「⑥1事業所当たり製造品出荷額」、「⑦企業規模が5～9人の女子短時間労働者の所定内給与額」、「⑧企業規模計の女子短時間労働者の所定内給与額」、「⑨県外就業率」、「⑩第1次産業、⑪第2次産業、⑫第3次産業の就業者割合」を比較した一覧でございます。

奈良県の置かれている状況が一目で分かる資料です。なお、それぞれの統計の資料出所は、各項目の下欄のとおりでございますが、「⑤1人当たり県民所得」につきましては、先程の資料No.4と同様に、奈良県については、資料作成日現在、年額が公表されていないため参考として前の年（平成30年度）の数値を、また、三重県については令和元年度の速報値となっております。

7頁の資料No.6は、総務省統計局が公表しております「2020年基準消費者物価指数」で、事務局がとりまとめた「奈良市の令和4年5月分」でございます。

これは、国民の生活水準を示す指標のひとつとなっているもので、経済政策を的確に推進する上で重要な指標となっているものでございます。

8頁の資料No.7は、日本銀行調査統計局がとりまとめた「企業物価指数（2022年6月速報）」でございます。

これは、企業間で取引される商品の価格の変動を示す指数で、商品の需給動向を把握し、景気動向・金融政策の判断材料となるものでございます。

次の「第1回目安小委員会」の資料は、本年6月28日に開催された中央最低賃金審議会「第1回目安に関する小委員会」で配布された資料でございまして、各種統計資料が全国単位、都道府県単位で整理されております。この資料42頁からは、業務統計資料として、昨年度の最低賃金審議・決定状況や過去10年間の推移を取りまとめてございます。

次の「第2回目安小委員会」の資料は、7月12日に開催された中央最低賃金審議会「第2回目安に関する小委員会」で配布された資料でございまして、令和4年賃金改定状況調査結果、令和3年度の賃金構造基本統計調査の特別集計による賃金分布（地域別最低賃金額、未満率、影響率）や、最新の経済指標の動向などが記載されています。

ここで、「第2回目安小委員会」の資料の2をご覧ください。この資料は「生活保護と最低賃金」でございます。

最低賃金法第9条第3項で、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮ものとする」と規定されております。そのため、最低賃金と生活保護費の比較の説明資料となっております。1枚めくった2ページに「生活保護と最低賃金」と題しましたグラフがございます。これは、都道府県別に、令和2年度と令和3年度について、改定の最低賃金と生活保護費を比較したものでございますが、奈良県を含め、全都道府県で最低賃金が生活保護費を上回っておりますことを示しております。

以上でございます。

## 【伊東部会長】

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

特に質問等がないようですので、次の議題に移らせていただきます。

続きまして、議題（５）「令和４年度最低賃金に関する基礎調査結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

### 【箸方賃金室長】

それでは、「令和４年度 最低賃金に関する基礎調査結果について」説明します。

厚生労働省では、毎年６月に「最低賃金に関する基礎調査」を実施しており、その結果を取りまとめたものが「基礎調査結果」の資料でございます。これにつきまして、ご説明いたします。基礎調査結果報告の表紙をめくって「調査の概要」をご覧ください。

- 1 調査地域は、「奈良県全域」でございます。
- 2 調査事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち

「製造業、情報通信業のうち新聞業、出版業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）」でございます。なお、製造業及び情報通信業のうち新聞業、出版業については常用労働者１００人未満を雇用している事業所とし、その他の産業については常用労働者３０人未満を雇用している事業所を対象としており、一定の方法により抽出しております。

- 3 調査事業所に雇用される労働者は、９，５４０人です。

- 4 調査対象の給料は、本年６月分です。

5 集計事項は、奈良県全地域を対象に、規模別、男女別、年齢別、業種別、賃金階級別に集計しております。

7 復元についてですが、集計結果の数字は、産業区分ごとに母集団の事業所数に復元した数値になっております。

例えば、ある産業の母集団が１００事業所あって、そのうち調査した事業所が１０事業所であった場合には、１０事業所の各数値を１０倍している、という意味です。

続きまして、各表（グラフ）について、ご説明いたします。

３頁の「地域別最低賃金対象業種における特性値と平均値」の表は、基礎調査の結果に基づき、「賃金分布の特性値と平均値」を整理したものでございます。令和２年から令和４年までの３年分を掲載しています。

６つある表のうち、上の３つの表は、一般労働者とパート労働者を集計したものでございます。その下の３つの表はパート労働者のみを集計したものでございます。

「賃金分布の特性値」に関する解説資料を、参考として４頁にお付けしておりますので、参考にしてください。

次に、５頁から６頁の「奈良県最低賃金の適用を受ける業種別賃金階級別労働者数一覧表（＊パート労働者含む）」ですが、これは、賃金額の区分ごとに、どのくらいの労働者、これにはパートタイム労働者を含みますが、分布しているのかを示したものでございます。

賃金額の区分は、まず「８５５円以下」とし、次に、「８５６円から９１６円まで」をより正確なデータを把握するため１円刻みとし、次に「９１７円から９１９円まで」は調整のため３円刻みとし、「９２０円から９９９円まで」を１０円刻みにしています。そして、「１，０００円から１，４９９円まで」を１００円刻みとし、最後は、「１５００円以上」を１つにまとめています。

これらの賃金区分ごとに、各行の上段をご覧くださいますと、当該賃金区分の金額にて賃金が支払われている労働者数が分かります。

次の7頁から8頁のグラフは、5頁から6頁の表をグラフ化したものでございます。

次の9頁から11頁の「各賃金階級の労働者の状況」は、規模、年齢、性別に分けて、賃金階級ごとに、どのくらい労働者が分布しているのかを示したものでございます。

次の12頁から14頁の「最低賃金の影響を受ける労働者の実態（パート労働者含む）」は、規模、年齢、性別に分けて、賃金階級ごとに、労働者数（各賃金階級以下の累積値）及び影響率を示したものでございます。

次の15頁から16頁の「最低賃金の影響を受ける労働者の実態（パート労働者のみ）」は、規模、年齢に分けて、賃金階級ごとに、パート労働者のみの労働者数（各賃金階級以下の累積値）及び影響率を示したものでございます。

次の17頁から18頁は、「奈良県最低賃金の適用を受ける業種別影響率一覧（パート労働者含む）」で、業種別に分けて、賃金階級ごとに、労働者数（各賃金階級以下の累積値）及び影響率を示したものでございます。

次の19頁の「最低賃金基礎調査結果からみた地域別最低賃金対象業種の未満率・影響率の推移」は、過去14年間における全国と奈良県の未満率と影響率の推移でございます。

そして、20頁に「最低賃金の未満率及び影響率の算出方法について」としまして、未満率と影響率の説明をお付けいたしました。

以上でございます。

#### 【伊東部会長】

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問はありませんか。

(意見なし)

#### 【伊東部会長】

最後に、議題（6）「その他」ですが、事務局から何かございますか。

#### 【箸方室長】

特にございません。

#### 【伊東部会長】

それではこれもちまして、本日の専門部会を終了いたします。

次回の第2回奈良県最低賃金専門部会は、7月28日（木）第2回本審終了後から開催します。

開催場所は、ここ別館会議室です。

みなさん、お疲れ様でした。